



変動金利定期預金

6ヶ月ごとに金利を見直し、
金利が上がれば利息も増えます

※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2018年4月2日現在

	変動金利定期預金[複利型]	変動金利定期預金[単利型]
商品名	変動金利定期預金 [複利型]	変動金利定期預金 [単利型]
販売対象	個人のみ	法人、個人
期間	3年 預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができません。	定型方式：1年、2年、3年 満期日指定方式：1年超3年未満 定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができません。
お預け入れ	(1)お預入れ(受入)方法：一括してお預け入れ (2)お預入れ金額：1円以上 (3)お預入れ単位：1円単位	(1)お預入れ(受入)方法：一括してお預け入れ (2)お預入れ金額：1円以上 (3)お預入れ単位：1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払戻しします	満期日以後に一括して払戻しします
お利息	(1)適用金利：変動金利 預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金<M型>6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2)利払方法(頻度)：満期日以後に一括して支払います。 (3)計算方法：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算	(1)適用金利：変動金利 預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金<M型>6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2)利払方法(頻度)：中間利払日(預入時から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率〔約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70%〕により計算します。 (約定利率×70%)により計算します (3)計算方法：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります
手数料	-	-
付加できる特約事項	自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) マル優の取扱いができません	個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 個人のはマル優の取扱いができません。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、規定に記載するお預入れ期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。	満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および規定に記載するお預入れ期間に応じた期限前解約利率により計算した利息並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び別表のお預入れ期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額(期限前解約利息)とともに支払います。 なお、中間利払金が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
金利情報の入手方法	https://www.narashin.co.jp/service/kinri/index.html をご確認ください。	https://www.narashin.co.jp/service/kinri/index.html をご確認ください。
その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)



奈良信用金庫

フリーダイヤル 0800-333-0040
受付時間 平日8:45~17:00